

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第14号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年佐賀県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（条例第7条第1項の人事委員会規則で定める者）</p> <p>第3条の7 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める者は、児童福祉法第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、<u>同法第6条の4第1項に規定する里親である職員であって養子縁組によって養親となることを希望している者</u>として当該児童を委託することができないものに限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p>（育児休暇）</p> <p>第13条 条例第21条第2項の人事委員会規則で定める期間は、育児休暇（条例第21条に規定する育児休暇をいう。以下同じ。）により保育しようとする子の男子職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている<u>同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望しているもの若しくは同条第2項に規定する養育里親であるもの</u>（<u>同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親とな</u></p>	<p>（条例第7条第1項の人事委員会規則で定める者）</p> <p>第3条の7 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める者は、児童福祉法第6条の4第1号に規定する養育里親（以下「<u>養育里親</u>」という。）である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、<u>同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）</u>として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p>（育児休暇）</p> <p>第13条 条例第21条第2項の人事委員会規則で定める期間は、育児休暇（条例第21条に規定する育児休暇をいう。以下同じ。）により保育しようとする子の男子職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている<u>養子縁組里親である者若しくは養育里親である者</u>（<u>同条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。</u>）を含む。）について当該職員が育児休暇を使用しようとする日における育児休暇</p>

改正前	改正後
<p>ることを希望している者として委託することができない者に限る。)を含む。)について当該職員が育児休暇を使用しようとする日における育児休暇(これに相当する休暇を含む。)の承認が行われ、又は同日における労働基準法第67条の規定に基づく育児時間の請求が行われている場合は、1日2回から当該承認又は請求に係る回数を差し引いた回数内で、1日90分から当該承認又は請求に係る時間を差し引いた期間とする。</p>	<p>(これに相当する休暇を含む。)の承認が行われ、又は同日における労働基準法第67条の規定に基づく育児時間の請求が行われている場合は、1日2回から当該承認又は請求に係る回数を差し引いた回数内で、1日90分から当該承認又は請求に係る時間を差し引いた期間とする。</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。